

防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する事務取扱要綱

鳥取県東部広域行政管理組合消防局

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例（昭和53年条例第21号。以下「条例」という。）第48条の2の規定並びに鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例施行規則（昭和53年規則第22号。以下「規則」という。）第9条の2及び第9条の3の規定に基づく防火対象物の消防用設備等の違反状況の公表について必要な事項を定めるものとする。

(消防局長及び消防署長の責務)

第2条 消防局長及び消防署長は、利用者等が防火対象物の利用について適切に判断できるよう、公表を適正に行わなければならない。

(公表の対象となる違反の取扱い)

第3条 規則第9条の2第2項の「屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない」とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、又は自動火災報知設備（これらの設備に代えて用いることができる消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第29条の4に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備を含む。）の設置義務があるもので次に掲げるものとする。

- (1) これらの消防用設備等のいずれかが設置されていないもの
 - (2) 前号以外のもので、これらの消防用設備等のいずれかが当該消防用設備等の設置義務がある部分の床面積の過半にわたって未設置であるもの、又は機能不良の程度が著しく、本来の機能が損なわれているもの
- 2 令第8条又は令第9条の規定の適用を受ける防火対象物の部分に公表の対象となる違反（以下「公表該当違反」という。）が存する場合の取扱いは、それぞれ一の防火対象物として取扱うものとする。この場合は、公表する違反の内容にその部分（テナント等を含む。）の名称及び位置（階数、室番号等を含む。）を追加して公表するものとする。

(公表事項)

第4条 規則第9条の3第2項の「その他消防局長が必要と認める事項」とは、公表該当違反の設備設置工事の着手状況とする。

(公表予告の通知)

第5条 査察員は、立入検査を実施した防火対象物において公表該当違反を認めた場合は、指導すべき事項及び公表予告を記載した立入検査結果通知書等を作成し、消防署長へ報告後、関係者に対し交付することにより通知するものとする。

(公表の決定及び通知)

第6条 消防署長は、前条の規定により立入検査結果通知書等を関係者に交付した場合は、次の資料等を添付し、公表該当違反報告書(様式第1号)を消防局長に報告するものとする。

- (1) 立入検査結果通知書等の写し
- (2) その他必要と認める資料等

2 消防局長は、公表該当違反報告書を受けた場合は、公表の決定を行い、関係者に対し公表予定日の7日前までに公表通知書(様式第2号)を交付することにより通知するものとする。

(公表の実施)

第7条 消防局長は、前条第2項に規定する公表の決定を行った場合は、規則第9条の3第1項に規定する方法による公表を行うものとする。

- (1) 公表一覧表(様式第3号)を鳥取県東部広域行政管理組合ホームページに掲載する。
- (2) 公表一覧表(様式第3号)を消防局、消防署、出張所及び分遣所に設置する。

(公表後の手続き)

第8条 消防局長は、第6条第2項の通知をした場合は、公表通知書(様式第2号)の写しを公表該当違反が存する防火対象物を管轄する消防署長に送付するものとする。

(公表の削除等)

第9条 消防署長は、関係者から公表該当違反を是正した旨の連絡を受けた場合は、是正状況を確認するものとする。

2 消防署長は、公表該当違反が是正されたことを確認した場合は、公表該当違反是正報告書(様式第4号)に次の資料を添付し、速やかに消防局長へ報告するものとする。

- (1) 検査済証の写し等の違反の是正が確認できる資料
- (2) その他必要と認める資料等

3 消防局長は、公表該当違反が是正されたことを確認した場合は、当該公表情報を削除するものとする。

4 消防署長は、公表の対象となる防火対象物に複数の公表該当違反が存する場合において、いずれかの違反が是正された場合は、その都度、消防局長に公表該当違反是正報告書により報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月16日から施行する。